

## 火災調査本部の設置等に関する運用基準について（通達）

（平成 17 年 3 月 22 日新予第 886 号）

火災の原因及び損害調査を円滑に行うため、新潟市火災調査規程（平成 17 年 3 月 8 日消防局訓令第 11 号）第 7 条に基づく調査本部の設置等に関する運用基準を下記のとおり定めたので、有事に円滑な運用を図られるよう通達する。

### 記

#### 1 調査本部の設置

調査本部は、次の基準及び区分等により設置運用するものとする。

##### （1）設置基準

ア 新潟市災害救助条例（昭和 50 年新潟市条例第 52 条）が適用される見込みの火災のとき。

イ 新潟県広域消防相互応援協定（平成 13 年 4 月 1 日）に基づき近隣市町村に対して、応援を要請した火災のとき。

ウ 死傷者が 10 人以上に及ぶ火災のとき。

エ その他消防局長が特に必要と認める火災のとき。

##### （2）設置区分

調査本部は、火災の規模及び状況により、次の区分によるいずれかの調査班を編成し調査に万全を期すものとする。

##### ア A 号調査班

班 長 次長

副班長 予防課長 規制指導課長 警防課長

班 員 予防課 予防課長補佐 予防企画係 火災調査係

規制指導課 規制指導課長補佐 査察是正係 設備係

危険物係 保安係

警防課 警防課長補佐 警防救助係 装備係

消防団係

各消防署 予防課 予防調査係

消防課 消防係 消防団係

#### イ B号調査班

班 長 予防課長

副班長 予防課長補佐

班 員 予防課 予防企画係 火災調査係

規制指導課 査察是正係 設備係 危険物係 保安係

所轄消防署 予防課 予防調査係

消防課 消防係 消防団係

その他必要と認める課

#### (3) 調査及び報告

調査班は、火災原因、火災損害、消防隊の活動状況の把握及び消防情報の収集、証拠物件の保存、写真撮影等にあたり調査資料を速やかにまとめ調査の状況及びその結果を消防局長に報告するものとする。

#### 2 調査本部の解散

調査本部は、火災の調査が概ね完了したときに消防局長の指示により解散するものとする。ただし、解散後において関連調査が必要なときは、所轄消防署に局調査員を派遣し、署長指揮のもとで調査にあたらせるものとする。